

静岡県公安委員会規則第14号

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月20日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県金属くず営業条例施行規則（昭和33年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（注）3中「これらの発行者名、番号、年度等」を「当該資料の名称」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。